

「裁判員経験者の意見交換会」議事録

日 時 平成24年8月23日(木) 午後1時30分から午後3時30分
まで

場 所 千葉地方裁判所中会議室542(新館5階)

参加者等

司会者 稗 田 雅 洋(千葉地方裁判所刑事第3部部総括判事)

裁判官 水 上 周(千葉地方裁判所刑事第3部判事)

検察官 木 下 武 彦(千葉地方検察庁検事)

検察官 渡 邊 卓 児(千葉地方検察庁検事)

弁護士 野 口 泰 三(千葉県弁護士会所属)

弁護士 野 中 篤(千葉県弁護士会所属)

裁判員経験者1番 (以下「1番」と略記)

裁判員経験者2番 (以下「2番」と略記)

裁判員経験者3番 (以下「3番」と略記)

裁判員経験者4番 (以下「4番」と略記)

裁判員経験者5番 (以下「5番」と略記)

裁判員経験者6番 (以下「6番」と略記)

裁判員経験者7番 (以下「7番」と略記)

議事要旨

別紙のとおり

(別 紙)

【司会者】 それでは、皆さんおそろいになりましたので、始めさせていただきます。

私は、刑事第3部の裁判長を務めております稗田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。今日は司会を務めさせていただきます。

本日の会ですけれども、裁判員を経験された皆様からいろんな御意見を伺うための意見交換会ということで、御参加いただきました。本当に、お忙しい中、また非常に暑い中、わざわざお越しいただきまして、どうもありがとうございます。

この会の趣旨なんですけれども、裁判員制度が施行され、実際に裁判が始まってから、もう3年余りがたちました。全体としては、おおむね順調に運用されていると言われておりますし、裁判員裁判を通じて、刑事裁判に対しての国民の理解も非常に広まってきているんじゃないかという意見が多いようなんですが、ただ、実際、私ども裁判官、あるいは検察官、弁護人の先生方、それこそ三者それぞれ、審理等に当たって、運用に当たっては、まだ、いろんな試行錯誤を重ねながらやっているというのが正直なところでございます。

それで、運用上のいろんな問題点なんかも見えてきているというところもでございます。例えば、皆さんに参加していただいた後、参加しての御感想等を書いていただくアンケートに御協力いただいておりますけれども、このアンケートの結果等を見ますと、年々、分かりやすかったという御意見の割合が減ってきているんですね。難しい事件が終わるようになったからというものあるんだろうとは思いますが、そういうところもありますし、あるいは、そういう難しい事件が終わるということで、非常に長く掛かる事件も増えてきたりしていて、非常に皆さんの御負担にもなっているというところがございます。

そういういろんな問題点も生じてきているところでございまして、そうい

う意味で、やはり経験された皆さんから、運用についての、いろんな率直な御意見を頂いて、それを私ども法曹実務家、裁判官、検察官、弁護士、そういうことも踏まえて運用上の工夫をしていきたいと思ひまして、こういう会を催している次第でございます。

本日は、今の話でも出ていましたけれども、審理、評議、判決のためにお越しただいて、参加いただいた日数が比較的長かった事件、多かった事件の裁判員の皆様の中からお集まりいただいています。具体的には、それぞれリストを配っていますけれども、6日というのが一番短くて、12日というのが一番多かった方ということで、平成23年の統計ですと、裁判員の職務従事期間の平均というのが5日間ですね。選任手続も含めて5日間なんですけれども、それに比べますと、今回お集まりいただいた皆さんの参加された事件はそれよりも多いということで、そういう事件に参加された皆さんにお集まりいただいて、そういう意味では、特に、皆様が参加するに当たっての御負担の点とか、あるいは、こういう事件は難しい事件が多いものですから、審理の分かりやすさがどうだったかとか、そういう点を中心に御意見を伺っていきなと思ひております。

裁判員制度そのものの趣旨が、これはいつも参加していただく裁判員の皆さんに、私、お話ししているんですけども、要するに、法律家特有の考え方とは全く違って、本当に普通の国民の皆様のいろんな観点から意見を出しただいて裁判をやっていくというところに意味があると思ひております。

今日も、これは裁判ではなくて、そういう意見交換会でありますけれども、そういう意味で、本当にいろんな観点から率直な御意見を頂いて、それを私どもの今後の運用の参考にさせていただければと思ひますので、どうぞ忌憚のない御意見を頂ければと思ひます。

それでは、前置きはこのぐらいにいたしまして、まず進行について、簡単な進行のメモが書いてありますけれども、一番最初に、お集まりいただきま

した皆さんから簡単な自己紹介，どのような事件の裁判員を務められたかという点に触れながら，簡単に，裁判員を経験されての全体的な感想をお聞かせいただければなと思っています。

ただ，基本的に，ここに参加していただいた事件の犯罪名，それから，何日掛かったかというところと簡単な争点は書いてありますので，これを使いながらで結構ですので，自己紹介していただければと思います。事前に，話題事項をお送りしています。話題事項については，その後，順次聞いていきますので，とりあえず最初は，本当に簡単に自己紹介と一番感じたところを簡単に述べていただければ結構ですので，そういうことでお願いしたいと思っています。

ちなみに，私自身，自己紹介をしておかなきゃいけないんですけども，さっき言いましたように，刑事第3部の裁判長をやっておりまして，千葉の裁判所に来たのは去年の4月からで，その前にいた裁判所も含めて，大体40事件ぐらいの裁判員裁判をやっていきます。私自身も，一番日数が多かったのは11日間というのがありまして，ついこの間，夏休みに入る前，9日間というのをやったところで，来週からまた9日間というのをやるというところで，こういう長く掛かる事件で，皆さんに御負担掛けないように分かりやすく審理するのにどうすればいいかというのは，日々苦労しているところでございますので，そういう意味でも，ぜひ忌憚のない御意見を頂ければと思っています。

では，まことに恐縮ですが，こういうときは1番さんからというのが普通なものですので，1番さんからお願いできますでしょうか。

【1番】 私は，この裁判に関しまして，法律ということに関しまして，本当に無知というとおかしいんですけど，分からないというんですかね，こういうように刑事裁判に関すること，また，こういう立場に置かれることがないと思っていましたのが，たまたま，こういう形になりましたので，だか

ら、困っちゃったなど。俺のような鈍者が加わっていいのかしらというようなことを第一番に頭に描きまして、結局、それやらこれやら考えた後に、法律というものはどういうものであるかということを考えていくと、現実的に言うと、時間がなさ過ぎると思ったんですね。変な話ですけど、勉強といって、勉強する時間も何も、もう、すぐぶつかったというような形でやったものですから、変な話が、ある一面においては、はいはい、はいはいというような調子で、はっきり言うと、裁判長を中心に、こうでしょうと言って、はい、はい、いや、ちょっとおかしいな、はいというような調子で、時間がなかったと。これが私の一番眼点だったですね。

【司会者】 なるほど。1番さんが参加されたのは強盗致死、死体損壊ということで、判決を読ませていただいたら、死体が溶かされちゃって死体がなかったと。

【1番】 はい、そうです。

【司会者】 非常に難しい事件で、10日間掛かったという事件のようですね。けれども、それでも、むしろ時間がないと感じられたということですか。

【1番】 裁判ということは、そういうふうな裁判の、現実的に私が、検事の人、犯人はこっちにいる、書記官はこっちにいる、変な話だけど、一番びっくりしたですね。一番上に立っている裁判長の横に座って、それで、はっきり言うと、これは、俺どうなっているんだろうかなというような錯覚を感じるというんですかね。

【司会者】 分かりました。また、詳しいところ、追々伺っていきたいと思います。

では、2番さん、お願いできますでしょうか。

【2番】 私は、そこに書いてあるような事件で、この中で一番長い期間を担当した形になりますけれども、感想としましては、まず、選任の通知を頂いたときに、そこに最初から日程が書かれていたものですから、選任され

るかどうかが決まる前に、会社で仕事の調整をしなきゃいけないというところが、やはり一番大きなところでした。

会社では非常に理解は示してくれるものの、仕事の調整というのは、本人としても、そんなに当たるものではないだろうと思いつつも、万々がーを考えて、いろいろと手配しなきゃいけないということで、そういう意味では、1人で裁判に参加するというよりも、いろんなところを巻き込んだという印象が非常に強かったというのが1つと、先ほど、平均5日とかというお話がありましたけれども、たまたま当たってしまったのが、こういうケースもあるんだなということで、また、長期化という話も恐らくあるんだろうと思いますので、今日は、私が話せる範囲で、何か御質問に答えられたらなと思います。よろしくをお願いします。

【司会者】 どうもありがとうございます。

では、3番さん、お願いいたします。

【3番】 3番で、覚せい剤密輸の裁判員を、ちょうど1年前に参加させていただきました。参加する前は、すごい敷居が高いというか、がちがちの世界に、こういうの、自分でもできるのかなと思いましたが、すごく意見を出しやすい雰囲気というか、評議のときには、裁判官の方も一緒に食事してもらったり、配慮がすごくうかがえるなということで、話しやすい雰囲気で務めさせていただきました。一応、それが全体的な感想です。

【司会者】 どうもありがとうございます。

では、4番さん、お願いいたします。

【4番】 私は、ここに書いてあるとおりの事件なんですけれども、いわゆる、ひったくり、暴行してひったくったという、共謀した被告人の裁判だったんですけど、被告人の方、私の子供とほぼ同じような年とかいった部分で、非常に情が入っちゃったのかなと個人的には思います。裁判を通して一番感じたのは、変な話なんですけど、テレビのまんまの流れで、テレビで、自

分で理解している、実際問題、こういう感じで流れているのかなと、ちょっと疑問に思っていたんですけど、テレビとかドラマで出ているまんまの姿で流れていったので、その辺、参加して非常に勉強になったなどは個人的には思っています。

【司会者】 どうもありがとうございます。

では、5番さん、お願いします。

【5番】 私も、覚せい剤に関する犯行なんですけれども、実は偶然にも、犯行地域が私の住まいのすぐ近くだったものですから、非常にびっくりしたということがありました。それから、やはり我々、法律に無知なんですけれども、幼稚な質問をしても、裁判官の方が本当に丁寧に説明してくれて、非常に助かりました。

全体として、裁判員、補充裁判員9名だったんですけれども、その9名みんなが、本当に一生懸命、真摯な態度で事件に取り組んでいて、やっていまして、本当にこの9人が無作為に抽せんで選ばれた人なのかなという、そういう疑問がわくぐらい、本当に一生懸命で、やっぱり日本人ってすごいなという、そういう考えを考えました。

以上です。

【司会者】 ありがとうございます。

では、6番さん。

【6番】 私は、保護責任者遺棄致死、2歳の子が餓死をしてしまって、5歳の女の子が栄養失調で入院してしまった事件だったんですけれども、自分も子供が3人おりますので、偶然なんでしょうけれども、こういう事件を担当したというのは、縁を感じるではないですけど、本当に一生懸命やろうという気にもなりましたし、あと、偶然なんですけれども、裁判員の方が、全員、6人女性だったので、それで、もうやっぱり、5番さんがおっしゃったように、本当に皆さん、昔からの知り合いみたいに、みんなで活発に意見

を出せて、裁判長はもちろん、裁判員の方もすごく、ちっちゃい疑問がいっぱいあったんですけど、そういうのにも一々、本当にいろいろ調べてというか、お互いが、子供のことなので、裁判官の方が知らないことも、お母さんの立場から、いろんなことを話し合うという感じで、話し合いはすごくスムーズではあったんですけども、でも、虐待というか、ずっと御飯を与えられないとかという時期が長いような事件だったので、時系列というか、長かったのを、例えば、何年何月にこういうことがあって、こういうことがあってというのが、証人の方からもいろいろ出てくるじゃないですか。弁護士の方からも、このときにこういうことがあった。警察の方からも、何年に何があったというのが。時系列がぐちゃぐちゃとなっている感じが分かりにくかったというのはあったんですけども。

それでも、やっぱり、そういうところは、みんなでいろいろ、分かんないところは話し合いながらという感じはあったので、最後、ちょっと分かんないところもあったかなという、みんなで話し合いながら終わったというところはあります。でも、話し合い自体はとても活発に進めていけたかなと思います。

【司会者】 どうもありがとうございます。その辺り、追々伺っていきたいと思います。

ちなみに、私、その裁判長から伺ったところでは、結局、男性は、左陪席の若い男性が1人で・・・。

【6番】 そうなんです。並んだら本当に女性ばかりで、事件の後でも、なぜか女性ばかりだという報道もされたという。

【司会者】 ありがとうございます。

では、7番さん、お願いいたします。

【7番】 私は以前から、裁判員を経験したいと思っていたので、選任されたときは、とてもうれしく思いました。私が務めた事件の内容は、外国人

が覚せい剤を営利目的で日本に持ち込もうとしたという事件です。

全体としては、裁判官の方もとても丁寧に時間を掛けて説明していただけだったので、とても分かりやすかったです。

【司会者】 以上のような皆さんに、今日御参加いただいています。

あと、法律家の方からも、それぞれ、私以外にも参加していますので、簡単に自己紹介していただければと思うんですけども、野中先生から、いいですか。

【弁護士野中】 弁護士の野中と申します。よろしく願いいたします。私、弁護士会で、裁判員制度に関する委員会に連ねておりまして、今回、そういったことで参加をさせていただきました。今日は、貴重な御感想、御意見を頂きたいと思っております。よろしく願いいたします。

【司会者】 多数期日の事件の審理や問題意識にも簡単に触れていただければと思います。

【弁護士野中】 私自身は、裁判員の事件、これまで終了したもので5件担当しておりますが、いずれも判決まで大体5日ぐらいで終わるものでして、ここで言うところの長期審理という事件は担当したことがございませんが、審理、進めていくに当たって、争点が多かったりもするものですから、議論が拡散してしまうこと、そういうものが多いんじゃないかと自分では考えているところでした、そういったところ、どういったふうに整理されていったのかというところに実は非常に興味がございます。よろしく願いいたします。

【司会者】 ありがとうございます。

では、野口先生、お願いします。

【弁護士野口】 千葉県弁護士会の弁護士の野口と申します。野中先生と同じように、私も裁判員制度に関する弁護士会の関連委員会で仕事をしている関係で、こちらに参加させていただきました。

私自身は、10件ちょっとぐらいの経験ではありますが、そのいずれも長期間というものは経験していないと、大体平均か平均以下の審理期間のものしか体験はしていません。なので、実体験としては、私自身で長期審理を経験して意見があるというわけではないんですが、今回お伺いしたいことがあるとしたら、中には、皆さん方、知りたいこととか興味があることが審理の中であったと思うんですね。その中で、それらがちゃんと審理に出てきてくれたのかなと。逆に言うと、ここはあんまり知りたくないというか、無駄じゃないのかなというところももしあるのであれば、その辺りの事情について伺うことができたならと考えております。よろしく願いいたします。

【司会者】 どうもありがとうございます。

では、木下検事、お願いします。

【検察官木下】 私、検事の木下と申します。千葉には昨年6月から赴任しております、昨年6月から裁判を担当しています。千葉に来てから、裁判員裁判を担当しています。稗田裁判官の担当する裁判にも、幾つも参加というか、立ち合わせていただいています。

私自身、数は10件以上担当しております、長期裁判というのも何件か担当しています。今回、来ていただいた方の事件も担当したものがございます。非常に難しいというか、長期裁判って非常に分かりにくいもので、その中で、検察官としては、できるだけ分かりやすく証拠、証人尋問、それから最終的な主張を分かりやすくしようと心掛けているんですが、それが実際にどれくらい伝わっているのかなというのは、今日、御意見を頂けたらと思っております。よろしく願いいたします。

【司会者】 幸か不幸か、私の事件に参加された方は、今回いらっしゃっていない。これも偶然なんですけれども、木下検事が入られた事件に参加された方、いらっしゃるみたいですけど、遠慮なく、厳しい御意見を頂いた方が、きっと参考になると思いますので、よろしく願いいたします。

では、渡邊検事、お願いします。

【検察官渡邊】 検察官の渡邊です。私は、裁判員裁判自体は、主任で担当したのが10件ちょっとぐらいという経験になっております。長い審理と申しますと、千葉に来て、やはり私も稗田裁判官の担当事件で、夏休み前、9日間、判決まで9日間、それが一番長い審理となっております。その事件では、法廷での審理が5日、6日ぐらいで、それも長かったんですけども、検察官として、やはり証拠を絞りながら分かりやすくというのは考えているんですが、実際、法廷でやりながら、ちょっとここは多過ぎるかなとか思いながらやっていた部分もあるので、具体的には、特に検察官の立証で、こんな部分は要らないんじゃないかとか、これはちょっと分かりにくくなっちゃう証拠なんじゃないかとか、そういう具体的なお話を頂ければ大変ありがたいかなと思っております。よろしくお願いします。

【司会者】 あと、裁判所の方から水上裁判官。

【裁判官水上】 裁判官の水上と申します。よろしくお願ひいたします。

私は平成22年4月に千葉に参りまして、それから数えて、多分、五十数件の裁判員裁判を担当してきました。裁判員裁判を始める前に、裁判所と検察庁と弁護士で主張と証拠の整理をして、どういう審理にするかというのを整理する手続を行っているわけですけども、その中で、できるだけ裁判員の方の負担が重くならないような審理計画にすることとあわせて、分かりやすい審理になるようにということに気を配って整理をしているわけですけども、実際に審理を行ってみると、うまくいった例もあれば、反省する点がたくさんある事件もあるというような状況で、まだ試行錯誤しているというような状況です。

この意見交換会の場で、こういうところがやっぱり分かりにくかったとか、よくなかったんじゃないかということらを率直に指摘していただければ、今後の裁判員裁判を行っていく上で非常に参考になるんじゃないかなと思ってお

りますので、率直な意見をたくさん出していただければなと思っております。
よろしく願いいたします。

【司会者】 では、ひとあたり自己紹介等を終えたということで、話題事項に入っていこうと思うんですけども、まず、選任手続、審理等の日程ということで、結構日数が多いと。実は、この日数、審理、協議、判決の日数を書いたんですけども、7番さんの事件だけは、選任手続の日に、そのまま審理、公判に入っているんですけども、ほかの方々は選任手続が別の日に行われているので、もう1日来ていただいた日が多くなっているんですね。ですから、結構な日数来ていただくということで、先ほど、2番さんからも、スケジュール調整が大変だったという話がありましたけれども、日程の組み方を見ても、選任手続の後にそのまま審理に入った事件が1件だけで、それ以外の事件、翌日に審理に入ったという事件もあれば、数日から1週間ぐらい空けて審理に入ったという事件もあります。

それから、審理に入った後の日程の組み方でも、土日以外は全部毎日という形で組んであった事件もありますし、それに対して、途中で、平日でも1日休みの日が入っていたりとか、あるいは、中には1週間ぐらい空いている日があるというような事件もあったんですけども、大分いろんな組み方がありました。正直なところ言わせて、スケジュール調整とか、職場や御家庭、あるいはプライベートの用事のスケジュール調整等、必要だったと思いますし、あるいは、審理、評議に参加されている時間とか、そういうようなところから、日程、どうだったか。こういうふうに組んでもらった方がありがたいけどみたいなのところがあれば、お聞かせいただければなと思うんですけども、どうでしょうか。それこそ、先ほど、話題に出していただいた2番さんからお伺いしましょうか。

【2番】 まず、そもそも、名簿に載りましたという通知をもらうわけですけども、その際に、12箇月の中で二月だけNGを出していいですよと

いう話だったわけです。私は、仕事でいきますと、12箇月のうち8箇月決算をしなければいけないというところでした、2箇月選んだところで、ちょっとどうなんだろうというのが正直ありました。

一方で、会社では、これまで、こういう裁判員制度に参加する事例がなかったんですけども、就業規則上、出勤扱いで、それは行っていいですという決まりがもともとあったので、そういう意味では、僕もいい環境には置いてもらえていたのかなと思っています。

決算絡みの話なので、仕事の割り振りとかというもの、正直、かなり大変だったんですけども、結果として、最終的に務めることにはなったということで、その手配もやりがいがあったのかなとは思いますが。

先ほど、日程の中で、平日に休日を設定しているということもありましたけれども、私の場合も、1日だけ、平日、前半に休日が入っていました。これについて言えば、前半に1日、休息を入れさせていただけるというのは、日程が長かったということもあってか、とても助かった部分はありますし、同時に、この日に1日会社に顔を出して状況が確認できたというのも非常に助かった点でした。

逆に言うと、補充裁判員の方がいらっしゃるとはいえ、やはり審議はすべて見聞きしなければいけない。あと、評議にも当然、全部参加するというようなことが大原則と伺いましたので、そうすると、長期になればなるほど、途中で病気にもなれないなという話もあるわけでした、そうすると、休日自体、入れ方というのは御配慮いただく必要性はあるのかなとは思いますが。

あと、何せ1回しか経験していないので、選任手続の当日の様子とかというのが、ほかの場合はどうなのかって、よく分からないんですけども、私の場合、12日という日数でしたので、比較的多くの方が集められたのかなという印象を持っていました。どっちかといいますと、あんまり乱暴なことはできないんでしょうけれども、こういう制度というのは、むしろ義務にし

ちゃった方が楽になるのかなという気はしないでもないです。

あと、実際、選任手続を経て、宣誓というような流れがあったかと思えます。先ほど、全員、女性でしたというお話がありましたけれども、私の場合は全員男性でした。裁判官の中の1名だけ女性の方が交じていたということで、本当に無作為だったのかというふうに、そのときは同じように感じました。自分としては、確かに無作為だったと思ったんですけども。逆に伺いたいのは、裁判官の男女構成とかというのが配慮されているのかなみたいな。本当に真っ黒けっけみたいな感じの状態というのも、もしかしたら、いろいろ言われるのかなと思えます。

【司会者】 水上さん、どうですか。本当に無作為なんですか。

【裁判官水上】 裁判員ですか。裁判員はコンピューターを使ってやっているんで、本当に無作為です。全員男性、全員女性というのはまれに起きる。それも運ということになっています。

【司会者】 裁判長が男性か女性かは全く考慮されておられません。

【2番】 ああ、そうですか。すみません、もうちょっとだけ続けさせてください。

【司会者】 はい。

【2番】 女性が1人入っていたというのは、私の事案を見てもお分かりのとおり、当然、女性としての見方みたいなのもあるかと思えますので、そういう意味では、1名入っていただいたということは非常に助かったところでもあります。

あと、長期になるというところについてなんですけれども、逆に言えば、無作為で選ばれたメンバーの中で同じ時間を共有するということで、やはり評議にも一体感が出てくるというメリットは当然あるかと思えますので、長いからどうというよりも、適切な期間がちゃんと決められていればいいのかなと思っています。

以上です。

【司会者】 ありがとうございます。

ちなみに、選任から審理までは大体1週間くらい空いてますよね。それは、やっぱりスケジュール調整という意味では、その方がよろしいですか。

【2番】 確かに、なってしまいましたというところから本格的に手配をするというところもあるんでしょうけれども、ただ、ある意味、なるのを前提にやっていくところがありましたので、別にそこは、空く、空かないというのは、そんなに意識するところではないのかなと思います。

【司会者】 なるほど。ありがとうございます。

次に多い日数いらしていただいたのは1番さんなんですけれども、1番さんはいかがでしたか。スケジュール調整とか、あるいは参加しての負担の関係で、日程はどうだったかというのは。

【1番】 私は自営業ですから、建設の方をやっていますので、現実的に、息子が今、会社の方は全部やってますので、体が空くので、別にどうのこうのということはないんです。

ただ、前に述べたように、法律ということはほんとに無知なんです。実際問題として、恐らく、法律・・・はっきり言うと、運転中に刑事さんに捕まって罰金払ったとかということは何回もあります。そんな程度で、別に、こういうふうな問題に携わるとは夢にも思わなかったですからね。それが第1番に、ああ、勉強すればよかったのかなと。はっきり言って、こういう問題に関わってくると、自分で自分を疑うような。やっぱり、その難しさというんですかね。

【司会者】 なるほど。むしろ、そういう内容的な難しさという方があるんですかね。

【1番】 はい。負担が多かったですね。実際問題として、はっきり言うと、自分が、こんなこと言うのもおかしいんですけど、弁護士さんなんか

も御厄介になって、いろんな建築やっていますと、やっぱりあるんですよ。そういうふうな、何がどこへって、私が裁判長と同じところへ座って裁判に参加するということは、ちょっと考えざるを得ないような問題はあるんですね。

【司会者】 ありがとうございます。

5番さんの事件は、8日間なんですけれども、選任手続の翌日に始まって、1日やった後、1週間くらい空いてから、その後ずっと続いてという感じだったんですよ。

【5番】 はい。

【司会者】 いかがでしたか、この辺。

【5番】 ですから、選任手続に行く前日に、職場には、明日、選任手続に行きますよと。もし選ばれたら翌日も来ませんということで、1日で終わったんですけれども、もし選任手続があって、翌日から1週間となっちゃうと、職場での引き継ぎといたしますか、それは大変だったと思います。

【司会者】 ああ、やっぱりそうですね。

【5番】 たまたま、私、営業じゃなくて事務の方の担当なものですからよかったですけれども、これがもし営業担当であれば、もっと大変だったかなと思いますね。要は、職場での引き継ぎといたしますか、それにもう少し配慮していただければと思いましたけれども。

【司会者】 やはりその辺は大変ですかね。分かりました。ありがとうございます。

6番さんも、8日と書いたんですけど、実は予備日が、あらかじめ1日あったんですよ。この予備日もいらっしゃったんですか。

【6番】 予備日も来ました。

【司会者】 じゃあ、やっぱり8日だったんですね。

【6番】 はい。

【司会者】 日程，いかがでしたか。

【6番】 私も，選任手続をして5日間ぐらい空いたんですけれども，私，仕事をしてないんですけれども，子供が3人いますので，保育園とかに預けることも考えたんですけど，保育園も結構いっぱいだったり，この日はいいけど，この日は駄目と言われたり。あと，入れるための準備がまた，これ持ってきてください，あれ持ってきてくださいとなるので，やっぱり自分の親なり知人の親なりに頼むというので，選任手続の前に，一応，選任手続の日は行きますので，お願いします，もし選ばれたら，この日とこの日，この日，いいですかというのをみんなに電話して，本当に巻き込んだ感じで。

でも，うちの場合，主人の親も私の親ももう退職していて，とりあえず手は空いていたので，快く引き受けてくださったので。幼稚園の子の送り迎えが，一番下の子はまだ2歳，家にいるんですけど，その子の面倒を見てもらったり，いろんな人にちょっと迷惑は掛けたかなと思いますけど，でも，選任手続で選ばれた後に5日間ぐらい空いていたので，その間にいろいろ，預かるところ，分担は決められたので，それはよかったかなと思いました。でも，その間，自分の体調は自分で管理できるんですけれども，子供に何かあったら，やっぱり休まなきゃいけなかったかなとかと思ったりして，とりあえず子供が，裁判の間，無事，熱を出さないで健康でいてくれるといいなとか，というのはちょっと思いました。

【司会者】 そうでしょうね。

【6番】 でも，ほかの方も，仕事をしている方ももちろんいらっしゃったんですけれども，結構仕事場に理解があったり，そういう制度があったので，大丈夫ですという方が多かったです。

【司会者】 審理，評議が始まっちゃうと，あとはぶっ通しになったんですよね。

【6番】 土日以外，ぶっ通しでした。

【司会者】 それはどうでしたか。

【6番】 でも、間が空いて、だらだら、ずっと続くよりは、ぱっと終わらせた方がいいという話は、みんなでした。

【司会者】 ああ、そうですか。どうもありがとうございます。

7番さん、7日間で、結局、選任手続の後、すぐに審理に入りましたけれども、この辺りの日程、いかがですか。

【7番】 それが当たり前だと思っていたので、今日初めて聞いて、そうじゃないというのが分かったので、こういうものなのかなと思っていた。私は仕事をしているんですけど、職場の方は、上司も含めて、とても理解があったので、こういう場合は出勤扱いになるという制度もありますので、そういう面ではよかったと思います。仕事は、そんな忙しい時期ではなかったので、ただ、周りの人には迷惑を掛けてしまうなという気持ちはありましたけど。

【司会者】 ありがとうございます。

3番さんと4番さん、この中では一番短いんですけども、それでも6日ずつという、結構大変だったと思います。選任手続を入れて7日ですけども、いかがでしたか、日程については。

【4番】 私の場合は、会社に、選任で選ばれる可能性があるので、選ばれたときは、もう次の日から休みを取らなくちゃいけませんという話は前もってしていたので、私の仕事、皆さんの仕事とちょっと違いまして、替わりの者がいれば、変な話、いくらでも休暇は取れるといったところでしたので、なおかつ、うちの会社、そんなに大きくないんですけど、従業員100人ぐらいの会社なんですけど、過去に、その中で1人裁判員に選ばれた人がいて、その流れを、ある程度会社が分かっている、理解していて、すんなりと休めたという感じですね。

【司会者】 そうですか。ありがとうございました。

選任手続の翌日に、もう審理に入っただけという感じだったんですか。

【4番】 そうですね。

【司会者】 そこは特に、そういうことでは、それほどは問題にならなかった。

【4番】 問題なかったですね。ただ、個人的に、ちょっと腰を痛めちゃって、来るの面倒くさいなとか(笑)。そうしたら、土日、ちょうどあったので、あっ、ここで治しちゃおうと思って。

【司会者】 どうもすみません、御苦勞お掛けしまして。

3番さんはいかがでしたか。

【3番】 総務の方に連絡して、特別休暇をもらって、特に何にも問題なく参加させてもらいました。あとは、ずっと連続でありまして、ノートを一生涯懸命取った記憶があって、なかなか理解できないので、それを何回も読み直して、ようやく分かってくるなんていう感じなので、ノートとかが持ち帰れませんよね。

【司会者】 そうですね。

【3番】 だから、次の日、朝、ちょっと早く来て、眺めて理解するとか。それでいくと、連続的な方がありがたかったなと。これでよかったなと思います。間空くと、もう記憶が途切れるというか。

【司会者】 なるほど。万が一、外でなくしちゃったりすると大変なことになっちゃうものですから、ああいう扱いにさせていただいているんですけども。どうもありがとうございます。

では、ちょっとこの話題、このぐらいにして、次に、一番今日伺いたいところ、審理の分かりやすさのところなんですけれども、実際にお送りした話題事項は5つぐらいに分けて書いてあったと思うんですけど、時間の関係もあるので、少しまとめながら伺っていきいたいなと思います。

実際に、今回、来ていただいている皆さんの事件もそうなんですけれども、

審理とか評議に日数が掛かるというのは、1つは、起訴されている犯罪事実が多いというパターンの事件で、今回来ていただいている方の中では、4番さんの事件が13個ぐらい事実があったんですね。

【4番】 そうですね。

【司会者】 それから、5番さんの事件というのが、これが8つか9つか、そのぐらいあったんですかね、たしか。この2件が、事実が非常に多い事件だったと思うんですけれども。それから、それ以外の皆さんの参加された事件は、そんなに事実が多いというわけじゃないんですけれども、それなりに結構難しい問題、複雑なところがあったりしてという事件だったと思います。

それぞれ特徴あるんだろうと思うんですけれども、まず伺いたいのは、審理の一番最初の方で、検察官と弁護人が冒頭陳述を読まれていますけれども、この事件はどういう事件、どういう問題があって、どういうことを主張していくんですよということを説明してくれたと思うんですね。それから、証拠調べが全部終わった後に、証拠調べの結果を踏まえて、この事件については、争点、争いがある点について、こういうふう考えるべきだと思いますという主張を説明してくれたと思うんです。この辺りの検察官、弁護人のプレゼンテーション、これが果たして分かりやすかったかどうかという、そのところを伺いたいんですけれども、いかがでしょう。どなたでも結構ですけれども。

じゃあ、まず、犯罪事実が多かった事件でいくと、4番さん、いかがですか。たくさん事件の説明なので・・・。

【4番】 個人的に思っていたのは、多過ぎて、検察官が一生懸命説明してはいただけるんですけど、この子たち、一体どこまでやったのかなとか、共謀ですので、何人かで事件を起こしているわけなので、本当にこの子、被告人、犯人を知っているのか、どうなのかなとか、すごく不明確な感じがしました。その辺をきちっと検察官の方が立証していけばいいんだろうけど、

なかなか難しいのかなと。事件が多かったので、その辺は感じました。

【司会者】 事件内容としては、今、この子たちという話が出ましたが、若い被告人で、共犯者、未成年の人もいてというので、それで、ひたたくりを重ねている中で強盗致傷になっちゃっているのもあってというので、それで、共謀、自分は強盗の共謀なんかしてないというのを争っていたという事件のことですけど、最初の検察官や弁護人の説明で、事件の内容は大体・・・。

【4番】 内容は理解できました。

【司会者】 ただ、そういうふうに、この子は本当にやったのかなというような・・・。

【4番】 ええ。3人いましたので、おまえ、ほんとやったのかよというふうな感じはしました。

【司会者】 最後の検察官、弁護人の説明で、それぞれ、共謀があったかどうかについて主張されますよね。その辺りは、主張されている内容は頭にずっと入ってきましたか。

【4番】 当然、弁護人は被告人のことを多分言うと思うので、お互いの違っている部分は感じました。

【司会者】 どうですか、5番さんの事件も非常に事件が多かった事件ですけれども。

【5番】 たしか初日に、検察官の方が作ったと思うんですけれども、事件の内容とか争点に関する、まとめた資料というのを頂きましたので、それをもらったので非常に分かりやすかったです。

それと、あと、公判中は一生懸命メモしていましたね、とりあえず。後々、やっぱりメモしたことが役立ちました。ですから、いっぱいあったけど、特にごちゃごちゃしたことは、まずなかったです。

【司会者】 この事件、もう一つ特徴的なのが、争点の1つが、要するに、薬物犯罪収益といって、薬物の密売で稼いだお金を没収とか追徴しなきゃい

けないというので、その金額に争いがあるというのが、かなり難しくなかったかなというのがあるんですけども、その辺についての検察官と弁護人の主張というのはいかがでしたか。

【5番】 それはもう、検察側と弁護側は全く相反するといえますか、争っていますけれども、ただ、実際に、専門的じゃなくて、常識的に考えて、我々裁判員が常識的に考えると、こうなんじゃないかというようなことが出てくるんですよね。それも基にして、いろんな証拠といえますか、それを参考にして評議はしたつもりです。自分の意見も発言したつもりですけど。

【司会者】 なるほど。じゃあ、その辺り、証拠調べのところでもまた伺いたいと思うんですけども。

他方で、事件はそんなに多くはなかったんですけども難しいというのが、ほかの方の事件はみんなそうなんだろうと思うんですけども、特に日数の掛かっている2番さんの事件、これ、結構有名な事件でもあって、かなり難しかったんじゃないかと思うんですけど、最初の検察官、弁護人の冒頭陳述で、ずっと事件内容と問題点が分かったか、あるいは、最後の説明で、それぞれの言い分、どこが違うのかというのが分かったかというのはいかがでしょう。

【2番】 私自身、この事件に関しては、知ってはいましたけれども、逃げているということぐらい知っていたというぐらいで、余り深いところまでは実はよく分かってない状況だったんですけども、とはいっても、報道でいろいろと情報が入ってくるものですから、そうすると、やはり裁判の上で、法律上、何が問題になっているんだというところを改めて整理するという意味で、この冒頭陳述というのが非常に助かったというのがあります。

その際には、先ほど来出ているとおり、資料が配られ、また、裁判官の方からも補足を頂いて、こういう位置づけなんですよということでスタートが切れましたので、そういう意味では、ここで、自分がこれから取り組むべき

ところは何なのかというところが明確になったのは、すごくよかったかと思
います。

【司会者】 なるほど。今の資料というのはメモですかね。

【2番】 というか、双方からいろいろ配られたりというのがありました。

【司会者】 冒頭陳述なんかやるときに、あらかじめ配って、皆さんで…。

【2番】 そうですね。はい。

【司会者】 ありがとうございます。

1番さん、これはかなり難しい事件だったと思うんですね。先ほどから、
やっぱり内容的に非常に難しいということをお指摘いただいているんですけ
れども、検察官や弁護人の説明、それはどうでしたでしょう。説明の内容自
体は分かりやすかったでしょうか。

【1番】 分かりやすかったですね。裁判長を頭として、裁判官の方々が
分かりやすく別室で説明していただきまして、内容的には非常に分かりやす
かったです。

【司会者】 検察官や弁護人の説明、いかがでしたか。法廷で最初に説明
する…。

【1番】 分かりました。分かりやすかったです。

【司会者】 特に、その内容自体がというより、やっぱり事件自体が難し
かったという感じですか。

【1番】 はい、そうですね。結局、はっきり言うと、まれな事件ですね。
極悪非道と言ったらおかしいんですけど、本当に人間として考えられないよ
うな事件だったものですから、判決ということになって、どこまでがどうと
いったって、恐らく非常に難しかったんじゃないかと思うんですね。余りに
も極悪非道の、ひど過ぎるんじゃないかと思ったんですけどね。

【司会者】 そういう事件の性質という意味で、理解しにくいという面が
あると。

【1番】 はい。

【司会者】 ありがとうございます。

6番さんの事件は、他方で、被告人は犯罪事実そのものは争ってなかったんだけど、ただ、さっきからのお話に出てきているように、子供が、ある意味、ネグレクトみたいな感じで、死なせたり栄養失調にというので、かなり評価の難しい事件なのかなという印象を、私、判決を見て感じたんですけど、その辺り、検察官と弁護人の主張等を見て、どの辺りが問題になりそうかというのはいかがでしたか。

【6番】 やっぱり初日の冒頭陳述のときに、双方の方から資料を頂いて、それが結構分かりやすかったので、最終的にその資料を最後まで見ながら、評議を出したというのがありました。最初、そういうのを頂けると思わなかったもので、言っていることを全部メモしなきゃいけないのかなとか、あと、メモはしなくても、ちゃんと聞いてなきゃいけないかなと思っていたんですけど、それを頂けたのはちょっとびっくりして、逆にそれを見たら、すごく分かりやすいなと思ったので、検察官の方とか弁護士の方が主張しているところというのはすごくよく分かりました。被告人の方も自白はしていて、罪は認めていましたので、そういうところは分かりやすかったです。

【司会者】 ありがとうございます。

あと、3番さんと7番さんの事件というのは外国人の密輸事件というので、あんまり縁のない世界なので、その辺り、うまくずっと頭に入ってきたかなというのは、どうですかね、検察官、弁護人の主張なり。

【7番】 やっぱり最初にもらった資料が、どういうところが争点なのかとか、とても分かりやすい資料だったので、特に問題はなかったと思います。

【司会者】 それは、検察官、被告人双方とも・・・。

【7番】 そうですね。別室に戻ってから、裁判官の方が、分かりにくいようなところを分かりやすく説明していただけたりしたので、特に問題はな

かったです。

【司会者】 3番さん，いかがですか。

【3番】 言っているかどうか分かりませんが，そこにいらっしゃる木下検察官が一年前にいらっしゃいました。僕らの裁判員の判決というのは，被告人の運命を左右する大事なあれなので，できれば，極力，事実に基づいて判断したかったんですね。ところが，推定，推認というんですか，推認という言葉聞いて，こういったことでいいんだろうか。僕は，検察官の人に質問はできなかったんですけど，海外で被告人が，ある真犯人と思われる人からスーツケースを受け取ったと。その場所もはっきり言うわけですね。そうしたら，検察官として，例えば，海外に行って，本当に描いてもらった地図の，そこに真犯人と思われる人がいるのかいないのか，そこまでやってほしいし，さらに踏み込んで，もっと大きな組織を解明するのに，海外と協力して，もっと深く掘り下げることはできないのか，そういうことを思いました。

【司会者】 そういう御質問は，同様の事件では，我々も評議の場でよく聞かれることがあるんですけども，木下検事，なかなか難しいですかね，そういうふうなことは。

【検察官木下】 気持ちは非常に分かって，私たちも本当に，かゆいところに手が届かないというか，全然届かないんですよ。ただ，どうしても，日本の検察，警察，税関の中でやっていく。海外に協力を仰ぐこともできないことはないんですけども，やはりいろいろ制限があったり時間的な制限があったりとかというところがあって，どうしても分かりにくい。分かっている，ちょっと遠い事実から推認をしていって，それでもやっぱり，やったことは認められるんだよという形の説明になってしまうものですから，どうしても3番の方が言われるように，分かりにくいなというところが指摘されると，そういうところもあるので，より分かりやすくしていく必要があるな

と、今思いました。

【司会者】 どうもありがとうございます。

では、また次の話題ですけれども、今度は、証拠自体の中身ですね。皆さんが参加していただいた事件というのは、いずれも審理に時間の掛かる事件だったということもあって、証拠書類の取調べが非常に長い事件が多いですね。それから、証人尋問、まず、証人の数が多い事件も多いし、証人尋問の時間も、トータル、かなり長いケースが。あと、被告人質問の時間も結構長い事件ばかりだと思うんですけれども、この辺り、証拠書類の中身、あるいは取調べの方法、証人尋問や被告人質問の中身というのがよく理解できたかどうか、分かりにくいところはなかったか、分かりにくいところがあったとしたら、どういうところだったのかというのを御指摘いただくとありがたいなと思うんですけれども、どうですかね。どなたからでも結構なんです。特に証拠書類の取調べがすごく長かったという意味でいうと、一番長かったのは、5番さんの事件、これは4時間以上、証拠調べをやっているんですよ。証拠調べというか、証拠書類の取調べをやっているんですけど、いかがでしたか。

【5番】 やはり、その際も、画面を見ながらもあったし、現物を見るのもあったし、それを見ながら一生懸命メモしていました。実際に、初めて覚せい剤という現物を評議室に持ってきてもらって、すごい大量だったんだけど、初めて見て、これがそうなのかという。それが、まず第一印象ですね。

ただ、実際に証拠調べ自体については、時間は掛かったけれども、分かりづらかったということはないですね。ただ、疲れました。

【司会者】 さっきも話題に出ていたんですけど、結局、没収・追徴金額ということで、数字の計算なんかがたくさん出てくるんですよ。それに関しての証人尋問なんかはあったんですかね。捜査官の人が、没収・追徴の金額について証言したというのがあったと聞いているんですけど。捜査官の人

が、要するに・・・。

【5番】 捜査官って、警察官ですね。

【司会者】 警察官。没収・追徴の金額について証言したというのが。

【5番】 はい、ありました。

【司会者】 その辺りは、ずっと内容は頭に入ってきましたか。

【5番】 それは入ったんですよ。また、後の問題とも関わりあるんだけど、実は、証人質問が、弁護士さんが被告人に質問している内容が、何を意図して、こんな質問をしているのかなということがあったんですよ、逆に。そのとき、これは取調べをした警察官が自白を強要したんだよということを知りたいがために、弁護人はこんな質問をしているのかなと考えたことはあるんですけども。

【司会者】 実際、被告人の供述調書が、自分の意思に基づいて作られたものなのかということも、その証言で問題になっていたんですね。

【5番】 そうです。

【司会者】 その辺りは、何が問題なのかというのは、やっている間はちょっと分かりにくかったですか。

【5番】 争点ですか。

【司会者】 ええ。

【5番】 その争点については、別に・・・。

【司会者】 被告人に弁護士さんが聞いている内容が分かりにくかったというだけの・・・。

【5番】 何を意図して、こんな質問をしているのかなという。

【司会者】 それが、証拠調べの前の段階では、今から、こういうところを問題にするんだというのが、はっきり出てなかったということですか。

【5番】 ええ、そうです。

【司会者】 ありがとうございます。

あと、4番さんの事件も、証拠書類の取調べ、3時間近く掛かっていますね。いかがですか。

【4番】 事件の件数が多かったもので。先ほども言ったとおり、共謀ですので、被告人がどこまでやったのかというのが、なかなか説明しづらかったんじゃないかなという。被害者の写真とかも写されていましたが、検察官の資料とかその辺が不足しているんじゃないかなという感じは受けましたね。

【司会者】 不足しているぐらい・・・。

【4番】 ええ。もっと、被告人がどこで参加したのか言ってほしいという感じでした。共謀ですので、やっている子は違う子なので、その子は、おまえ、やったんだと分かるんですけど、じゃあ、被告人がどこまで参加したのということをちゃんと明確に言えないのかなという感じはしました。

【司会者】 それは、共犯者の証言でなのか、それとも証拠書類の・・・。

【4番】 証拠書類ですね。

【司会者】 の中で、その辺がはっきりしない状態だったと。

【4番】 ええ。具体的に言っちゃうと、車でここまで連れてきたよというくらいしか言わないので、じゃあ、ここで、誰がその車を見たのか、その子を連れて来てほしいとか、そういうような。

【司会者】 むしろ、直接ここに証人を呼んできて、聞いてみたくなるようなという感じですか。要するに、証拠書類で聞きたいところが入っていないので、本当だったら、直接、証人として来てくれれば問いただせる・・・。

【4番】 まあ、そうですね。件数が多かったので、何を聞いているんだろうなという部分は結構ありましたけど、内容は、こういう事件があったというのは分かりました。

【司会者】 なるほど。ありがとうございます。

1番さんの事件も、証拠書類、調べるの、すごく時間掛けていますね。

【1番】 ええ，掛かりますね。

【司会者】 それこそ，途中で何が何だか分からなくなるとか，そういうことはありませんでしたか。

【1番】 いえ，別にそういうことはなかったです。説明は非常に分かりやすく，事件が事件で，やった，やらない，やった，やらないで，そういう点に関することは，法廷においても非常に分かりやすかったし，裁判長の話でも非常に分かりやすかったのです。ただ，言えることは，とにかく裁判そのものが，やった本人たちが極悪非道で，本当に人間として考えられないような事件だったものですから，その方に重点というとおかしいですけど，私は心がそっちの方に行って，ひでえ野郎だなというふうな考え方で進んだものですから。

【司会者】 ありがとうございます。

他方で，証人尋問とか被告人質問が長かったというのは，一番すごいのは2番さんの事件ですかね。これが，証人が6人で，全部合わせて8時間近く証人尋問をやっているんですね。その中には，鑑定をしたお医者さんなんかも入っていて，結構専門的な内容も入っていて。被告人質問も6時間を超えて行われているんですが，いかがでしたか。これだけ長時間，多数の証人と長時間の被告人質問というのは，頭の整理という意味で，あるいは，果たしてここまで要るのかとか，いろんな観点があると思うんですけども，どうお感じになりましたか。

【2番】 ただ，時間だけですと，そういうことになるんですけども，実際には，被害者参加人ですか，あれで通訳の方が間に入っているのです，そういうところもあって時間が長いということもあるんだと思います。ですので，実際にはもう少し短い内容なのかとは思いますが，一方で，先ほど来，メモを一生懸命取ってという話もありましたけれども，私の担当した事件につきましては，事件発生から裁判までがかなり時間が空いていまして，

ようやく捕まった被告人で、当然、被害者の方はお亡くなりになっていらっしゃるということで、裁判の上では、被告人がどういうふうに話をするのかというところで、実際の事件の事実というものが明らかにされていくというような概要があったかと思います。それを裏付けるものとして、解剖医の方の証言であるとか。その2つが結び付けば、非常にすんなりいくわけですがけれども、実際には、一般的な解剖医の見解となかなか符合しないところがあったりとか、あとは、証拠と証言がうまくかみ合っていないとかというのがあったので、そういうところでは、この先、評議でどういうふうに整理をしたらいいのかなと思ったところがありました。

だからこそ、メモを取るというのが非常に大事だなと思ったんですけれども、そのメモというの、私の担当した事件の場合には、被告人がどういうふうに話したかというのを、内容だけでなく、どういう表現をしたかという、極力、発言したそのままを書き留めるような形で、後で振り返ったときに、細かいニュアンスとかも含めて検討ができるような形にしておきたかったので、そういう意味では、大変である一方、通訳の方の時間をメモに充てられるというので助かったなとも思いました。

メモを取るということで、どうしても、本来集中するところじゃないところに集中しているのかなという気もしますので、そういう意味では、過去の発言とかのものを評議のときに提供していただけるだとか、そういうものがあると非常に助かるなとは思いますが。

【司会者】 本当に、これ、何て言っていたかなって分からなくなっちゃったときは、録画を録っているものを評議室で確認するということはできるようになっているはずなんですけど、恐らく、全部が全部それをやっていたら、もうきりがないので、なかなか利用されなかったのかなと思うんですけれども。

【2番】 そもそも、被告人の話が証拠とかみ合わないところが1点とか

ではないので、ビデオでやったところで、なかなか結論が出なかったということだったかと思います。

【司会者】 なるほど。じゃあ、さっき、ちょっとおっしゃっていた、証拠と符合しないところがというのは、被告人の話で、結構そういうところが多かったということなんですか。

【2番】 基本的な事実については全く争いはなかったんですけども、そこに至る経過の話であるとかというのを、現場に残されているものをつなぎ合わせていったときに、それだと話が前後しちゃうんじゃないかなとか。

【司会者】 検察官や弁護人の質問の組み立てとか、そういうのはいかがでしたか。分かりやすかったですか。あるいは、質問の意図というのは、すぐ分かったとか。

【2番】 どちらかというところ、苦労されているなというような印象がありましたね。

【司会者】 双方ともですか。両方とも、それとも・・・。

【2番】 検察官側は苦労されているな。あとは、弁護士さんの方は、こう言うしかないんだろうなって。

【司会者】 なるほど。どうもありがとうございました。

あと、やはり6番さんの事件も証人7人で、全部で8時間を超えているんですかね。それから、被告人質問も3時間半ぐらいですかね。結構長いあれが予定されていたみたいですけども、いかがでしたか。証人尋問とか被告人質問、聞いていらっしゃって、うまく頭にすっと入ってきた。

【6番】 多かったですね。でも、やっぱり聞いている間は、関わった人たちが出ていらっしゃるので、無駄だなと思うことはなかったんですけども、餓死する場面に至る過程が長かったので、保健所の方とかも証人にいらしてくれたんですけども、何年にこう、何年にこう、何年にこういうことがあったという、ばーっとおっしゃるので、それを頭に入れるのが大変でし

た。それはやっぱりメモ取るしかないなと思ったんですけど。でも、やっぱり被告人の方に質問をいろいろしたんですけど、そのときも、メモを取る一方で、やっぱり表情とか言っていることはちゃんと見ながらやろうかなとは思っていたんですけど、果たして全部聞けたかなといったら、やっぱりそこは難しいところはあったかなと思いますけど。

証人の方、すごく多くいらしたんですけど、1人亡くなって、1人が入院という形だったので、2人別々に、お医者さんが違ったので、やっぱりそういうところは、証人の方がいらしてくれて分かったこととかもありました。解剖したお医者さんに聞いて、最初に腸とか内容物の写真とかが出たんですけども、それを見ただけでは分からなかったところは、先生がいらして証言してくださったことによって、すごく細かく分かったというところがあったので、ああ、やっぱり聞いたりすると全然違う。しかも、しゃべっているだけじゃなくて、突っ込んで、裁判員の方が、これはこうなんですかと聞いたときに、これはこうですよと言われて、ああ、そうなんですかということがあったので、やっぱりたくさんいらして、混乱する部分というのは余りなかったですね。やっぱり必要ではあるなとは思ったりしました。

【司会者】 なるほど。ですから、被告人自身は、犯罪の成立は全部認めていて、ただ、どうも共犯者とされている旦那さんと言い分が違っていたみたいですけども。

【6番】 そこがあったんです。そうなんですよね。

【司会者】 ただ、旦那さんはともかくとして、ほかの場面は、争いがあるわけじゃないけど、むしろ証人で呼んで話を聞くという形で証拠調べをしたと聞いているんですけど、それは、今のお話からすると、やっぱり直接いろんな話を聞けるというのは分かりやすかったですか。

【6番】 分かりやすかったです。やっぱり、そこに至るまでの過程が長かったので、話を聞いて、自分の中で整理していくというのは。話を聞かな

いで、だーっと流されるよりも、話を直接、当事者で関わった方から聞いて、頭の中で整理していくというのは、証人として来てくれた方の話を聞いている方が分かりやすかったというのがあります。

【司会者】 なるほど。ただ、先ほど来の話では、もうちょっと時系列がはっきり分かるようにすると、よかったんだけどもという。

【6番】 そうですね。一応、弁護人の方も検察の方も、それぞれ作ってきていただきましたが、それぞれだったので、これがまた、こっちはこう、ここを重要視して、ここだけ書いているけど、こっちがみたいな感じで、それがちょっとばらばらとしていたんですけど、それを何とか、えっと思いつながらだったんですけど、双方、言っている主張が違っていらっしやるので、これは、まあ、しょうがないかなと思いつながらやっていったという。

【司会者】 なるほど。ありがとうございます。

それから、ちょっと違う観点で、3番さんと7番さんの事件、被告人が外国人、通訳が必要だったと思うんですけども、それで、被告人質問が分かりにくかったとか、そんなのはありませんでしたか。

【7番】 通訳で、ニュアンスがうまく伝わらなかったり、そういうので、何回も通訳をし直したりとか、そういうのはありました。

【司会者】 あるいは、外国人である被告人の言うことで、なかなか理解しにくいことだとか、そういうのはありましたか。

【7番】 それはなかったです。

【司会者】 ああ、そうですか。証人尋問、被告人質問、じゃあ、そんなに分かりにくかったという印象は・・・。

【7番】 そうですね。証人も税関職員2人だけでしたし、証拠も、覚せい剤と、あと持ち込んだスーツケースだけだったので、そんなに分かりにくいということはなかったです。

【司会者】 なるほど。3番さんは、さっきのお話ですと、むしろ調査が

足りなくて、そののところがあれですかね、欲求不満がたまっている感じですか。

【3番】 全体的な流れから言うと、やっぱり被告人は認識があったというふうな推認で言うと、そうなるんですけど。

【司会者】 証人尋問や被告人質問自体の内容は、いかがでしたか。分かりにくさという点では。

【3番】 被告人が、自分は認識がない、無罪であるということを、もう少し心の中から、うわっと言ってくれば、大分傾いたんですけど、口数が少ないというのか。本当に知らないんなら、もっとはっきり言ってほしかったなというのはあります。

【司会者】 それは、通訳とかという意味じゃなくて・・・。

【3番】 関係ないです。

【司会者】 なるほど。

【3番】 表情とか口数とか。

【司会者】 なるほど。そうですか。ありがとうございました。

4番さんの事件は、さっきのお話にもありましたけれども、共犯者の少年とかが来て証言しているというあれだったんですかね。

【4番】 びっくりしましたね。いきなり手錠して来て。

【司会者】 中身、どうでしたか、分かりやすさという意味では。

【4番】 2人とも、もう刑が決まっていた子たちだったので、多分、素直に話をしたのかなという気はしますが、でも、ちょっと脚色しているんじゃないかなという感じもしないではなかったですね。自分たち、もう刑が決まっちゃっているわけだから、被告人の子をどこまで刑を重くしてやろうかなというような感じの証言っぽいような感じはしましたね。

【司会者】 検察官、弁護人の質問の仕方なんかでは、何か分かりにくいところがあったとか、そういうことも・・・。

【4番】 いや、それはなかったですね。

【司会者】 ありがとうございます。

それこそ、検察官、弁護人の立場としては、この辺り、一番聞きたいところじゃないかと思うんですけれども、何か御質問ありますか。

【弁護士野口】 弁護士の方から伺いますけど、6番さん以外の皆さん、争いなかった事件ということで、通常、我々弁護側の証拠、多くないことが多いんです。検察官側は、やっぱり主張がいっぱい出てきて、証人がいっぱい出てきますけど、弁護側からの証人、特に争いないときは、証人が出てくることも必ずしも多くないことがありますし、書面による証拠もさほど多くないことも多い。今回の事件、全部、有罪という形にはなっているわけですけれども、弁護側として、こういった証拠とかを準備していれば、また考え方も変わったかもしれないと思うようなところが、もしおありであれば教えていただければと。6番さんに関しては、これは自白の事件ということで、争いということではないかもしれませんが、特に量刑判断の上で、やはり弁護側としては、こういう努力をもっとすべきだ、殊に、書証、証拠集めのところであれば教えていただきたい。

【司会者】 弁護側、こういう証拠を出してこないのかなみたいなことを感じられたところがあった方、いらっしゃいますか。いかがですか。何かありますか。

【6番】 自白なさったんですけど、弁護士の方、すごい頑張っていたなというイメージ。被告人の方は奥さんで、旦那さんがいらっしゃったんですけども、ちょっと言い方が悪いんですけど、弁護士の方は、こうするしかないのかなというのはありますが、旦那さんの方に罪をなすり付けようじゃないですけど、やっぱり主犯はこっちで、奥様は旦那さんに洗脳されていたみたいな感じで、すごく弁護士の方は言ってこられたんですね。ああ、そうだなと思っていたんですけど、洗脳されたということを弁護士の方がすごく主

張したので、逆に、主張し過ぎなのかなというか、言い過ぎじゃないかなとちょっと思ってしまったので、そういう点ではあんまり、弁護士の方も困っているのかなという感じにとらえているぐらいしか分からなかったの。やっぱり証拠が少ないという点だ。

【弁護士野口】 裏付けが余りない中で言い過ぎじゃないかと。

【6番】 そうですね。ちょっと、そういう感じはあったんですけど。

【司会者】 ほかの方、いかがですか。

4番さん。

【4番】 私の事件の中で、どの部分が忘れちゃったけど、携帯の動画を見る部分があったんですよ。内容は、話をすると長くなっちゃうので、その動画が、裁判員の間ですごく話題になったんですよ。弁護士の先生たちは、その動画に一切触れず、うんともすんとも言わなかったんですけど、それは不利になるからかなとかいう、個人的には思ったんですけど、その辺はどうだったんでしょうかね。

【弁護士野口】 私、その事件の弁護士として話をしてないので分からないんですが、場合によっては、不利だから触れないということはあり得るところです。

【4番】 だから、別に何事もなかったようにという感じには私は取りましたけど。

【弁護士野口】 もし言うべきことがあったら、検察官の方から言うべきだから弁護人から触れる問題じゃないという判断で触れないこともあれば、場合によっては、単に見落としたということもあるのかもしれない。そこはちょっと分からないんですけども。

【4番】 すごい話題になっていましたね。

【司会者】 よろしいですかね。どうもありがとうございます。

じゃあ、次ですけど、これ、さっきから話題に出ているんですけども、

結局，審理，評議，何日も掛かる事件なので，要するに，皆さんの証拠内容の頭の整理とか記憶を保つということがうまくできたかどうか。あるいは，そのためにどういう工夫をされていたか。先ほど来，5番さんや2番さんからは，かなりメモを活用されていたというようなお話は出ていたと思うんですけど，ほかの方々，いかがですかね。やっぱり記憶の保持とか整理という意味では，メモというところはあるわけですか。どなたでも結構です。

【3番】 裁判官さんから，これ，どうやったかなとか聞かれたので，やっぱりメモで，こう言っていますというのが有効なあれになりました。

【司会者】 なるほどね。それぞれの方の工夫としては，それが一番ですかね。

ほかに何かありますでしょうか。

【5番】 休憩時間中に，ほかの裁判員の方と色々な話をするんですよ。雑談的に事件の内容の話をしていると，意外と自分の頭の中で消えていた点がよみがえったりとか，そういうのはよくありましたね。

【司会者】 なるほどね。あのとき，どうだったかって，あっ，こんなことあったよねみたいなあれで出てくる。そういうので頭の整理をしていく。それはやっぱり，そういうところは，皆さんありますかね。

そういう意味で言うと，興味深いなと思ったのが，6番さんの事件は，審理の途中で中間評議というのが予定に組まれているのがあったんですよね。

【6番】 はい，ありました。

【司会者】 ですよ。あれはどうですか。審理の途中で議論をする場があるというのは，頭の整理とかには有効ですか。

【6番】 すごく有効でした。

【司会者】 やっぱりそうですか。

【6番】 はい。雑談という感じではなくて，一人一人，ちょっと意見を言っていて，このとき，結構詰めたりしていました。

【司会者】 ああ，そうですか。

【6番】 一人一人発言する時間を長く取って，最終的に，こうなんじゃないかみたいなまとめは中間で出していました。

【司会者】 なるほどね。やっぱり，それぞれのところのあれで，これはこんな感じなんじゃないかというのを，一応議論しようという。

【6番】 証人の方が多かったので，途中で詰めることによって，それまで結構まとまってきたり。最終的に，最後にぱーっとやる感じではなくて，中間，中間，1回，2回ぐらいありましたね。それで話し合っって，一人一人が発言してということも，結構頭の中によみがえってくるし，ほかの方の意見を聞いて，ああ，そうだったなというのは。

【司会者】 なるほど。中間評議という形までは取らないにしても，結構，休憩中に質問したりとか，雑談している中で整理してというのは，やっぱりほかの方もありますか。いかがでしょう。どうですか。

【4番】 私は，どちらかというと，メモ取るの，大嫌いなので，できるだけ頭で覚えようという意識があるんですけど，頭，弱いもので覚え切れないので，やっぱり雑談の部分，非常に有効な時間帯だと。

【司会者】 かえってですね。メモ取らないで。

【4番】 そうですね。裁判中は，私，メモ取るよりか，被告人がちょうど近かったので，じーっと顔を見ていたんですよ，この質問に対してどういう表情をするかって。そういうことばかり集中しちゃって，もともとメモを取るのが苦手だし面倒くさいし，いいやと思って。その雑談が非常に，特に若い子の意見とか話とか聞くと，ああ，おまえら，頭いいなとか思いながら，すごいいい時間帯でしたね，あれは。

【司会者】 結構，裁判員の方と休憩中に話していると，私が証人尋問の訴訟指揮で一生懸命になっている間に，あのおとき，被告人はこういう反応をしていましたよというのをよく見ていらっしゃる方が結構いらっしゃって驚

くんですけれども。分かりました。ありがとうございます。

それで、また話が変わるんですけれども、これは、実は5番さんだけの質問なんですけれども、何でかという、5番さんの事件、区分審理ってやっているんですよね。要するに、ここに書いてある事件のうちの公務執行妨害、傷害、器物損壊という事件もあって、これについては、あらかじめ裁判官だけで審理をやって、部分判決という判決を出した上で、5番さんの参加していただいた事件の方で、それについて部分判決の内容と、あと、若干重要な証拠を取り調べて、最後の刑を決めるときには、その部分判決の事件についてもあわせて刑を決めていくという。要するに、参加していただく審理の日数が余りにも多くならないようにするために、裁判員でやらなくてもできるところはあらかじめやっていくという、そういう審理の仕方をしているんですけれども、いかがでしたか。区分審理をやった事件の内容とか、あるいは部分判決の内容というのは、ずっと、そういう形での証拠調べで頭に入ってきたかというのは。

【5番】 部分判決には、公務執行妨害なんですけれども、ただ、その場面が公務執行妨害だけじゃなくて、また違う事件にもなっているんですよね。要は、警察官に捕まって逃げようとしたと。そのときに、その車にまた覚せい剤が残っていたというので、それがまた事件になっているので、部分判決ではあるけども一体になっていて、だから、それもやはり私どもの評議する内容になっているので、公務執行妨害のことは、実際我々で評議しなかったけれども、いろいろと話を聞きまして、理解はできました。それを理解しないと、逆に、評議すべき方も評議できないので。

【司会者】 なるほど。じゃあ、中身としては、部分判決と証拠調べで理解できて、それを前提に議論できた。

【5番】 できました。

【司会者】 どうもありがとうございます。

大体審理に関するところの議論，こんな感じかなと思うんですが，本当はもっと聞きたいこと，たくさんあるんですけども，余り時間が長くなってもあれなので。じゃあ，次・・・。検察官もよろしいですか，何か聞きたいこと。よろしいですか。

じゃあ，次に評議なんですけれども，これも，ですから，それだけたくさんの事件だったり複雑な事件についての評議ということで，議論しなきゃいけない内容も結構たくさんあって，大変だったんじゃないかなと思いますし，実際，評議の日数も結構掛かっている事件が多いんですけども，どうでしょう。評議で，まず，十分，意見交換できたかというところ，そして，評議の進め方，あるいは議論の整理の仕方，そういうところはうまくいったかということについて，皆さんの御意見を頂きたいなと思うんですけども，こういうところはもうちょっと改善してほしいなというところがあれば，それも伺いたいなと思うんですけども。

今度は7番さんからいきましょうか。いかがでしょう。

【7番】 整理の仕方としては，メモをもう一回見返したり，あと，もらった資料を読み直したりして整理しました。あと，裁判官の方が丁寧に説明してくださったので，そんなに分かりにくいところはなかったです。

【司会者】 御自分の意見も十分述べること，できましたか。

【7番】 そうですね。そのつもりです。

【司会者】 ありがとうございます。

じゃあ，6番さん，いかがですか。

【6番】 被告人の方が自白していたので，争点がやっぱり量刑，ほとんど，量刑をどれぐらいにするかという話だったんですけども，ホワイトボード2つ分ぐらいに，いろいろ，みんな意見を出し合って，それを書いていって，ここが重要だとか，ここは重要でないとか。とりあえず，評議内容が分かりやすかったか，分かりにくかったかというところ，すごく分かりやすく

て、いろんな意見を出し合いながら進められていったのではないかなと思っています。もちろん、いろんな資料も今までのメモも全部取って、被告人はこういうことを言っていたとか、弁護士の方とか検察の方が何と言ったか、頂いた資料とかも見て。あとは、ホワイトボードにいっぱい、うわーっと書き出して。内容は、本当に分かりにくかったというところはないと思います。みんな、私もですけど、自分の意見を言って、納得できたなど。

【司会者】 最初にも、結構活発な議論ができたとおっしゃっていましたよね。

【6番】 はい、そうです。

【司会者】 ありがとうございます。

5番さん。

【5番】 やはり裁判官の方が、みんなが意見を出しやすいような雰囲気を作ってくれたことが、まず一番だと思いますね。それから、みんなが発言しますけども、すべて理解できるわけじゃないんだけども、それをちゃんと進行役といいますか、裁判長の方がうまく要約して復唱してくれるので、あの方はこういった趣旨のことを言ったんだなという確認ができたし、また、その都度、もう一人、裁判官の方がパソコンを打って、それを画面に出してくれたので、聞くだけじゃなくて目でも見られたので、評議は非常にスムーズにいったと思います。

【司会者】 あの左陪席はすごい速いんですよね。どんどんどんどんまとめていっちゃう。ありがとうございます。

じゃあ、4番さん。

【4番】 私の事件の場合は、裁判長が司会するんじゃないくて、ほかの裁判官の方が司会されて進めていったんですけど、私と真逆の考え方を持っていた裁判官でしたので、ちょっと風当たりがよくないなという感じだった（笑）。で、ほかの方々は、その裁判官と同じ考え方だったので、私はちょっ

と性格がひねくれているので、真逆の意見を持っていたんですけど、ちょっと風当たりよくないなって。ちょうど真横に座っていたし、そんなような感じはしましたね。

私の思い過ごしかもしれないですけど、ただ、内容の進め方自体、皆さんの御意見、活発なところ、出ていたことは確かでしたので、その辺はすごくいい話し合いができたとは思いますが。

【司会者】 そう感じられたので、ちょっと意見、本当は言いたいことが言えなかったとか、そういうことは・・・。

【4番】 いや、私、何でも言っちゃいますので、大丈夫です。

【司会者】 ありがとうございます。

じゃあ、3番さん、いかがですか。

【3番】 量刑評議のときに、裁判員の方、皆さん、意見を述べるんですけども、司会をされた裁判官の方もはっきりと自分の根拠、量刑についておっしゃったんですよね。そのとき、ああ、何か新鮮というか、こういう根拠で、こういう量刑で、こう判断されるんだなというのは、ああ、なるほどというようなことを印象で覚えています。

【司会者】 議論の進め方はいかがでしたか。十分議論できたかというのは、いかがでしたか。

【3番】 過去の事件のデータベースがあって、こういうときには何年とか、すごいデータベースだったので。それから、今回の事件だとこれぐらいとか。かなり過去の事例がデータとしてあって、それを基に判決を下すという感じで。

【司会者】 それこそ3番さん御自身も、自分の意見を十分言えたと感じましたか。

【3番】 はい。

【司会者】 ありがとうございます。

2番さんはいかがでしたか。

【2番】 最終的には量刑まで決めなきゃいけないということで、そもそも、真実が何なのかというところが非常に大きかったですけれども、やっぱり先ほど来申し上げているとおり、言っていることが何かおかしくないかという話があったので、そこをうまく、みんなで話をつなげていくといいですか、納得いくものを見つけていくという作業に非常に時間が掛かりましたし、あとは、事件の性格上、被害者参加人からは極刑を求めるかのような話もあったので、やはりそれなりの納得のいく判断をしないといけないんだなということで、とにかく中途半端では終われないなというところが非常に強かったです。

この評議をやってみて改めて思ったんですけれども、審議の間で裁判員からの質問というのがあるかと思いますが、どうしても、裁判員からの質問をする内容を決める時間がちょっと足りないという気がしました。何にも争うようなところがないのであれば、そういう決定でいいのかも分からないんですけれども、被告人が語ることに非常に左右されやすいような事案であったようにも思いましたので、実際に法廷内で見聞きしたもので判断をしろということでしたら、やはりそういうところで何か材料を取っておきたいというのは強く感じました。

評議の時間なんですけれども、恐らく時間はあればあるだけ続けたんだろうなというところではありましたが、ある程度、線を引いていただいて、そこに向かって、みんなでまとめていこうというようなところは、実際組まれた日程がどうこうというよりも、ちゃんと今までの例を取って組んでいただいているんだろうなというところは思いましたので、特に長い短いということについてはありませんでした。

【司会者】 ちなみに、評議と判決で6日間予定されていますが、恐らく5日間ぐらい評議されたんですかね。

【2番】 丸々評議，はい。

【司会者】 ですよ。

【2番】 ええ。6日ですね。6日というか，判決の日入れてでしたっけ。

【司会者】 判決の日を入れると6日間。

【2番】 ああ，じゃあ，5日間ですね。はい。

【司会者】 さっきのお話ですと，証拠調べの途中で食い違っているところがあるのが，気になる点があった。その辺りはうまく整理して，議論というのはできていましたか。

【2番】 そうですね。先ほど，中間評議という話があったんですけども，そういう形で一旦すり合わせができていれば，もう少し質問の仕方とかもあったのかも分かりませんが。最後に，審議が終わった後で，みんな，じゃあ，どうしようかというときに，初めて問題が浮かんでくるというふうになると，それはよくないなとは思いますが。

【司会者】 やっぱりそうすると，審理の途中で，ある程度余裕持って，それこそ質問を考える時間も含めて，余裕持っていたら，もうちょっとという，そういう感じは受けられたんですか。

【2番】 全部が全部そうする必要はないとは思いますが，長期逃亡だとかそういうところで，検察官側も非常に苦心なさっていたりとか，いろんなところが見て取れる事案であれば，その辺，配慮いただけたらとは思いますが。

【司会者】 ありがとうございます。1番さん，いかがですか。評議は十分に意見交換できたかどうか。うまく整理して議論できたかどうかというのはいかがでしょう。

【1番】 評議は，私は番号で4番だったんですけど，裁判長中心にして。結局，長い方がほんとはいいと思うんですね。なぜかといいますと，この問題に入ってしまうと言うとおかしいんですけど，人間そのものが結局，この

犯罪はどうしてどうなったんだ，こうなったんだ，ああなったんだということ，評議に入れば何日もやりますわね。入れば，やっぱり，それに没頭するという，没頭しない人間でも没頭するようになってきて，はっきり言うと，勉強になると言ったらおかしいんですけど，裁判長，裁判官も我々と一緒に，犯罪そのものに対して，別に犯人を悪くするという意味じゃないんですけども，結局，極悪非道な人間であるということに対しての観念も持ってますから，それに対して，裁判長が評議をどういうふうにして起こそうか，裁判官と裁判長が前で説明してくれるわけなんですよ。そうすると，結局，うん，なるほどな，なるほどなと。4番さん，どうだ，4番さん，どうだと言うと，やっぱり，うん，これは何だ，そうだな，ああだなと言って，はっきり言うと，勉強になると言ったらおかしいんですけど，勉強になるわけですよ。それで結局，内容がやっぱり，中の内容が確認できるわけなんですから，評議は少しでも長い方がいいと私は思います。

【司会者】 どうもありがとうございます。

じゃあ，大分時間たったので，最後に1点伺いたいのが，最初に伺ったときもあれですけど，全体として，これだけ大きなというか，日数が掛かる事件の裁判員をやらされての御負担について，今どう感じていらっしゃるか。それは，そういう日数来なきゃいけないということもそうですし，事件による，それだけの期間，心理的な負担ということもそうですし，あるいは守秘義務という問題もあるかもしれませんし，そういう負担について御意見があれば，どういう感想を感じられたかというところ。それと，もう一つ加えて，参加してみて，これから裁判員に選ばれる方に何かメッセージがあれば，一言ずつ言っていたいただければなと思うんですけども。

今度は，どの順番にしましょうか。5番さんから，こういきましょうか。

【5番】 特に負担感というのは感じませんでした。たまたま私，職場がここからすぐ近くなものですから，裁判所を出て，また職場に戻って仕事し

た日もあるので、そういった面では本当に恵まれていました。ほんとに、いい経験をさせてもらったという感じですね。

また、これから裁判員になる方に対してということですが、余り肩肘張らずにやって、裁判所を出たら、もう裁判のことを忘れてという、そういうアドバイスをしたいなと思います。

【司会者】 どうもありがとうございます。

6番さん、いかがでしょう。

【6番】 日数とか日程については心理的負担とかはなかったんですけども、子供が犠牲になるような事件だったので、やっぱり心理的というか、かわいそうだなという思いとかがありましたね。普段、事件とかがマスコミで流れていても、実際そういうふうの問題にすることがないので、心の負担ではないですけども、たまに考えちゃったりして泣いたりとかということはありません。

でも、やっぱり裁判員というのと、もちろん裁判に関わるということが余りないので、裁判を見ること自体も初めてだったので、ほんとにいい経験、経験というか、これからの考え方がちょっと変わったかなという気持ちはあります。ニュースとかも、今までとは全然違う見方で見られるというか、違う見方が何か、ニュースは、普通に流れることしか分かんないですけど、ああ、これもやっぱり関わった人がいろんな思いをしているんだろうな、いろんな人のことを考えられるようなところがあるので、これから裁判員をやる方は、お仕事とかでどうしてもという方もいらっしゃるでしょうけど、選任されたら、辞退せずに、ぜひ1回やっていただきたいなと思います。

【司会者】 どうもありがとうございます。

7番さん、いかがでしょう。

【7番】 負担ということでは、裁判官の方がよく、裁判所を出たら、もう裁判のことは一切忘れて、裁判のことは裁判所に来たときだけ考えるよう

にって、しよっちゅうおっしゃっていただいたので、自分はその切りかえはできたので、特に負担になることはなかったです。

あと、判決を決めるときは、それによって被告人の人生にすごい影響を与えるので、それは自分が予想していたよりも重く、重荷でした。でも、裁判員を経験して、裁判がどういうふうに行われるのか、自分で実際体験して、いい経験ができたと思います。

【司会者】 これからの裁判員に選ばれる方に対しては、何か。

【7番】 やっぱり、すごいいい経験になるので、ぜひやってほしいなと思います。

【司会者】 1番さんはいかがですか。

【1番】 問題は、ここで言いたいことは、守秘義務を守れるかということなんです。職業として裁判官、若しくはそれに携わる、職業として何回も何回も何十回もやっていけば、家庭の中でも何にも聞かないんですけど、結局、はっきり言うと、ただの1回ですからね。そうすると、結局、うち帰って、「あんた、どういうことなの、それ」って。「いや、それ、絶対しゃべれねえよ」「そんなこと言ったって、しゃべれないっていったって、あんた、そんなもの言いなさいよ」って(笑)。いや、実の話なんですよ。そうすると、果たして守秘義務が守れるかということになるんですよ。

書類的に、書類なんかの場合は全部こっちに何していただければ別に何ていうことはないんですが、やはりただの1回ですから、女房だって興味持ってますからね。「お父さん、はっきり言いなさいよ」なんていうことになっちゃうんですよ。「言えねえよ。冗談じゃねえよ、おめえ、そんなこと。言ったら、俺、これになるよ」って。言えないんですよ。そういったような、はっきりできるんですかね。

【司会者】 分かりました。また、今の御意見もよく考えてみたいと思いますが、一応決まっておるものですから、そういうふうに。

【1番】 分かりました。

【司会者】 今から選ばれる裁判員に、何かメッセージございますでしょうか。

【1番】 別にないんですけど、ただ言いたいことは、裁判員は、裁判長と同じところへ6人、7人座るわけなんです。こんなこと言ったら裁判員の方に申し訳ないんですけど、服装を少し考えてもらいたいということ。全然ばらばらですからね。あそこへ座る人が全然ばらばらで、ちょっとそれは、もう少し物を考えなきゃいけないように思うんですよね。やっぱりそれが一番、私、感じたですね。

【司会者】 どうもありがとうございます。

2番さんはいかがでしょう。

【2番】 心理的負担というところから言いますと、1日1日終わった後、報道でいろいろ耳に入ってきて、その都度、自分の考えていたところと世間の見方というのとで、いろいろと考えたりというのがあったので、正直、それは気にならないと言ったらうそになりますし、そういうのもありましたが、そういうのもレアケースだと思いますので、そのときは、そういうものだろうなということかと思えます。

あと、やってみて思ったのが、職業裁判官の方のフォローというのが想像以上だったといえますか、もう少し難しいものなんだろうと思っていたんですけども、先回りして、いろいろと引っ張っていただいたり、評議においても、何かちょっとヒントを与えてもらって、そこでもう一回議論が進み始めたりとかということもありましたので、そういう意味では、今まで裁判というのは活字でしか見たことがないところだったんですけども、見方が変わりました。

進み方においても、1時間ぐらいで都度休憩を入れていただいたりというものがあったんですけども、私にとっては、タイミングとしては、普段の

仕事でも参考にしようかなと思うぐらい、こういうやり方もあるのかというところがあって、非常に新鮮でした。

これからなされる方に対してという話ですけれども、恐らく、この制度が根付いていくと、大方の国民の人が、やったことありますみたいな環境にいずれはなるんだと思いますので、当たったら、それがそのタイミングなんだと考えればいいのかと思います。もちろん、そういうふうに経験した方が増えれば、職場の調整とかというのも比較的楽になったりというところもあるでしょうし、もともとの会社としての意識といいますか、今までは、やったことがある人が少数ですから、大変なところもあるとは思いますが、例え、実際にやった方が人事の担当になったりとかというふうになれば、また少しずつ変わってくるのかなと思いますので、こういう場での発言等も取り入れていただいて、いい制度にしていけたら。

以上です。

【司会者】 ありがとうございます。

3番さん、いかがですか。

【3番】 1日目の法廷に入るとき、裁判員の、女性の方が多いんですね。ちょっと聞いたら、やっぱり、ぱっと被告人と目が合うときに、目が見れない、顔が見れないとおっしゃるんですね。女性の方は大変だなと思いました。チームでいろいろ考えて、チームであれするものですので、余り負荷というものはありませんというようなところをしゃべっていただければ、女性の方も少し楽になるかなと。

【司会者】 これからの裁判員の方へのメッセージは。

【3番】 ありきたりですけど、貴重な経験なので、選出されれば、ぜひ参加するようにということです。

【司会者】 4番さん。

【4番】 私が担当した裁判というのは、年齢が若い子から50代、年分

かんないですけど、60前後ぐらいの方がいらして、男女比率も、多少男性が少な目で女性が多かったといったところで、若い子の意見、考え方、すごい参考になったなという感じがしました。私と似たり寄ったりの年齢の方は似たような考えをするんだなといった部分が非常に感じました。

それと、被告人、懲役何年という重い刑を受けたんですけど、社会復帰したとき、どんな感じで、こいつ働いているかなというのは見てみたいなという気はいたしております。

これからの裁判員になられる方は、頑張ってやってくださいといった部分、皆さんと同じですね。

【司会者】 どうもありがとうございました。

木下検事から、いかがですかね、今日の意見交換会の御感想、あるいは、この点は、もう一つだけ聞いておきたいとかいうのがあれば、それでも結構です。

【検察官木下】 感想として、皆さんの、多少こちらも工夫をしたかいかがあったなと思う感想と、それから、まだまだ工夫が必要だな、やりようが必要だなと思うような御感想、どちらも聞かせていただいて、今後の参考になったと思います。

特に3番さんから頂いた御意見なんかは、どれだけ真実に迫れるかと、日々努力はしているところなんですけれども、そこにより一層精進をしなければいけないと心を新たにしたところがございます。

あとは、聞き足りなかったなというのは、冒頭陳述、最初の説明のときの資料、それから論告、最後の説明のときの資料、皆さん、分かりやすかったと言ってくださったんですけども、一方で、こういった事件については、かなり分量が多くて、枚数にしても、1枚だけじゃなくて、2枚、3枚になっていたもの、それから、別に、時系列の一覧表とか、事件が幾つかあるものについては、事件の一覧表をつけていたものがあったと思うんです。そう

いった分量の枚数が多かった，少なかったという点についてどうだったのかなというのと，時系列，あるいは，そういった事件の一覧表というのには，ついてきたこと，あるいは，ついてなかったことによって分かりやすかった，分かりにくかったという点について，もし御感想ある方があったら聞かせていただければ，ありがたいなと。

【司会者】 どうでしょう，どなたでも。量が，ちょっと，これ，枚数多過ぎたんじゃないのみたいな感じ，ちょっと詳し過ぎるんじゃないみたいに感じられた方いらっしゃいますか。

【5番】 別に多過ぎはしなかったと思います。

【司会者】 やっぱり2枚，3枚になっていましたか。

【5番】 そうですね。

【司会者】 それでも，そう多く感じられなかったですか。

【5番】 ええ。

【司会者】 時系列の話は，さっきから結構出ていましたけれども，それぞれ，何か違うものだというのがありましたけれども。

【6番】 そうですね。ある分には全く，あなるほどなと思うんですけど。また，間々に弁護士さんからまた違う話が入ってくるとかというのと，頂いた紙ももちろん分かりやすいんですけども，結構大雑把に書いてあることがあるので，より詳しくければ詳しいほど，枚数は増えても，詳しい方が分かりやすいかなと思ったり。枚数的には，自分がメモしていると，ほんとなっっちゃうので，多いのはそんなに苦じゃないです。

【司会者】 ほかの方はいかがですか。メモの分量について，何か。よろしいですか。

【検察官木下】 ありがとうございます。参考になりました。どうもありがとうございます。

【司会者】 渡邊検事の方から，何か御感想等。

【検察官渡邊】 一言だけ感想ですけれども、長い審理をやっていると、書証とか、こちらも朗読して、裁判員の方を見ていると、すごい疲れた顔をしているなどか思って、ほんとに伝わっているんだろうかなとか不安に思いながらやっていた部分があったんですけど、今日の話を知ると、皆さん、それでもずっと聞いていただいているようなところもあったので、ほんとにありがたいなというような感想を持ちました。

以上です。

【司会者】 まあ、でも、なるべく負担の少ない審理にしようと思います。

じゃあ、野中先生、いかがですか。

【弁護士野中】 今日はありがとうございました。お話の中で、弁護側の点について、5番の方からは、被告人質問で、弁護人が聞いているところが、結局何を意図しているのかよく分からなかったというような御発言がありまして、それでは、事前に、こういったことを聞きますよというプレゼンテーションは恐らくなかったというようなことだったと思うんですが、やっぱりそういったところ、結局、何を聞こうとしているのかということが事前にお伝えすることの必要性というのは私も感じているところで、そういったところは、やはり裁判員の方もそのように思われているんだなというところは非常に参考になりましたし、あと6番の方がおっしゃられていた、自白事件であっても、争いのない事件であっても、証人を呼んで、その結果が、やはり内容として非常に分かりやすかったというような御発言もお聞きしまして、それは私たちにとっても、今後、参考にして、検討していきなきゃいけないところだろうと感じているところです。

私からは以上です。

【司会者】 野口先生。

【弁護士野口】 本日は、貴重な御意見、どうもありがとうございました。特に弁護側の方は、分かりにくい、分かりにくいと言われることが多いもの

ですから，今回，皆さんが体験された事件では比較的分かりやすかったのかなと思っておりまして，1つよかったなと思っておりますが，最後に2点だけ御質問，お願いします。

担当された事件の中で，供述調書の読み上げがあった事件もあったと思うんです。つまり，いわゆる，私はという形で，証人として来ていないけれども，調書として，私はうんぬんという形で，検察官が朗読する供述調書というのがあると思いますが，やはりそれを読み上げ，あれはあれで1つまとまった形ではあるんですけども，あれよりも，やはり本人に来てもらって話してもらった方が聞きたいことを聞けるし分かりやすいという思いをされたかどうかについて。そもそも供述調書の読み上げがない事件だったらおしまいですけど，まず，供述調書の読み上げがあったと記憶しているという方は挙手していただければ。

(5 番， 6 番が挙手)

【司会者】 いかがでしょう。

【弁護士野口】 お二人だけ。

【司会者】 多分，4番さんの事件は・・・。

【4番】 ありましたっけ。

【弁護士野口】 余り記憶にない。じゃあ，5番さんと6番さん，伺いますけど，それはそれで分かったというんだったら，それは結構なんですけど，やっぱり来てもらった方が，時間の関係から全部は来てもらえないにせよ，どちらかといえば来てもらった方がいいという感じだったか。

【5番】 ただ，供述調書と同じことを言うとは限りませんよね。

【弁護士野口】 来てみないと分からないですね。

【5番】 供述調書は，その時点での供述ですよ。法廷に来て言うと，そのときのになっちゃうから，中身が変わっちゃうんじゃないですか。

【弁護士野口】 可能性はありますが，恐らく，その前に弁護人が・・・。

【5番】 そうすると、検察側の意図するものと違っちゃいますよね。

【弁護士野口】 可能性はあります。

【5番】 それでいいのであれば、来てもらって聞いてみたいですね。

【弁護士野口】 6番さん、いかがですか。

【6番】 やっぱり読み上げてもらっても、もちろんこれは誰が言ったという話は事前に聞いているので、あっ、この方、被告人とこういう関係の方なんだなというのはもちろん分かるんですけど、やっぱり来ていただいた方が、こっちからすると、目で見ると聞くだけだと、やっぱりちょっと違うので、視覚も、こういう方、被告人とこういう関係のある方がしゃべっているなという方が、より記憶には残りやすいとは思いました。

【弁護士野口】 分かりました。

じゃあ、もう1点だけ。この中で6番さんだけお答えされていたんですけど、中間評議、名前は中間評議という名前でも結構なんですけど、審理が全部終わる前段階で全員集まって、一応、その事件の内容について整理したり話し合うという機会を持たれた方について手を挙げていただきたいんですが、6番さん、そうですね。

(6番が挙手)

【弁護士野口】 ほかの方はいらっしゃらないですか。

【司会者】 さっきからの話ですと、休憩なんかのときに質問したりとか、雑談で証拠調べの内容について話したりということはあったという方、いらっしゃいましたよね。ちょっと話し合いませんかという形まではされてないんですか。そうなんですかね。

【弁護士野口】 案外やられているかと思っていたものですから、その数だけ確認したかったんです。ありがとうございます。

【司会者】 よろしいですか。

【弁護士野口】 はい。

【司会者】 じゃあ、水上さんからどうぞ。

【裁判官水上】 今日は、いろいろな意見を頂きまして、ありがとうございます。今日頂いた御意見を参考にして、これから、よりよい裁判員裁判ができるように頑張っていきたいと思います。

1点だけ、よろしいですかね。こういう長い事件だとか内容が複雑な事件を経験された方の中の感想で、やっぱり資料を持ち帰れないんですよね。審理がある日は、ずっと朝から晩まで審理に入っていて、評議の日はずっと評議をやっているという感じなので、自分のメモとか資料をゆっくり見直して、自分の考えをまとめる時間を取ってもらえるとよかったんじゃないかという感想を聞くことがあるんですけども、皆さんはそんな感想を持たれたことがありますか。持たれた方、いらっしゃいますか。

【司会者】 先ほど、持って帰りたかったというお話ありましたよね。

【裁判官水上】 朝早く。

【3番】 でも、できないからあきらめていますけど。

【裁判官水上】 例えば、評議の時間とか審議の時間で、1時間とか2時間、ここは皆さん、自由に使っていいですよというような時間、空き時間を作るというような部分はどうですかね。でも、若干、全体の時間は長くなっちゃうんですけども。

【1番】 その方がいいですね。

【3番】 頭の整理はできますよね。

【1番】 ええ。

【裁判官水上】 ありがとうございます。

【司会者】 本日は、長時間にわたって、ありがとうございました。私の司会の不手際で、また時間が延びてしまって、多くの期日に来ていただいた上に、またもや長時間にわたって拘束してしまいました。大変申し訳ございません。

ただ、正直言って、まだまだお聞きしたいところ、たくさんあったんですけれども、それでも本当に、いろいろと参考になる御意見を伺えまして、大変ありがたいと思っております。それこそ、私と水上さんは、来週からまた9日間というのをやりますし、その後また、来月は2週間というのがあるんですけれども、そういう事件の処理の中で、皆様の御意見、ぜひ参考にさせていただいて、改善していきたいと思っております。本当にどうもありがとうございました。

以 上